

# 山梨県特別支援教育振興審議会 答申の概要

## 諮問事項（現状及び課題）

## 施策の方向性

### I 軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方

- ・高等部において軽度の在籍者数の増加が著しく、障害も多様化
- ・一人ひとりのニーズに応じた教育の充実が求められており、自立と社会参加を支援する視点から高等部教育の在り方について検討する必要
- ・学校卒業後の家庭における支援の充実が必要

- 軽度知的障害に対応した高等部教育の在り方については、
- (1)就業を視野に、自立と社会参加を支援する視点から職業教育を充実させる必要があり、専門学科の設置等により新たな教育課程を実施する。
  - (2)家族に対する支援や地域における支援等の方策を検討する。

### II 特別支援学校の整備計画を含む将来構想

#### 特別支援学校の施設

- ・在籍者数の増加に伴い教室不足が生じている学校、老朽化が著しい学校、障害種への対応に課題が生じている学校があり、施設等の整備が必要
- ・在籍者数は今後も増加傾向にあり、継続する見込み
- ・教室不足の解消、老朽施設の整備、障害種に応じた教育環境の整備が必要

- 特別支援学校の施設整備については、
- (1)教室不足を改善する必要。  
(ふじざくら支援学校の早急な改善、かえで支援学校の早急な対応等)
  - (2)老朽化した施設を計画的に整備する必要。  
(わかば支援学校の改築)
  - (3)障害の特性に合わせ、教育活動の保障に向けた計画的な対応が必要。  
(やまびこ支援学校の整備の方向性を検討)

#### 適正規模・適正配置

- ・わかば、かえで支援学校は、在籍者数の増加が著しく大規模化
- ・知的障害特別支援学校の適正規模、適正配置を検討する必要

- 知的障害特別支援学校の適正規模・適正配置については、
- (1)在籍者数の推移を勘案し、適正規模、適正配置について検討する。
  - (2)検討に当たっては、県立高等学校再編後の施設の有効活用も視野に整備計画を策定する。

#### 障害種別に応じた教育

- ・感覚障害、病弱等、障害種別に応じた指導や支援、センター的機能を発揮しているが、障害の重度・重複化、多様化が進展しており、障害の特性やニーズを踏まえた対応が必要

- 特別支援学校の今後の在り方については、
- (1)障害種別の特性やニーズに応じた指導等の充実を図る。
  - (2)重複障害の児童生徒に対する教育課程の改善について検討する。
  - (3)病弱生徒等に対する高等部段階の教育の保障方策について検討する。

#### 特別支援学校の寄宿舎

- ・曜日を決めての宿泊等により生活指導等に教育的機能を発揮しているが、全泊利用者は減少しており、寄宿舎の有効活用を検討する必要

- 特別支援学校の寄宿舎の在り方については、
- (1)通学困難な児童生徒の通学保障の役割を今後も果たす。
  - (2)「生活自立を支援する寄宿舎」としての役割を担う。
  - (3)学校とは異なる寄宿舎の教育的機能を有効活用する。

### III 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策

#### 就学前の推進

- ・就学指導委員会の市町村単独設置は、全国 86.5%、本県 11.1%で、就学に係る市町村の相談・支援体制を整備する必要
- ・特別支援学校、総合教育センター等において保護者への相談支援を実施しているが、関係機関が連携し、早期からの対応が必要

- 就学前の特別支援教育を推進するため、
- (1)就学に係る相談・支援体制の整備を図る。  
(就学先の決定等の機関は市町村単位で設置 など)
  - (2)総合的な相談・支援体制を構築する。

#### 小・中学校における推進

- ・対象児童生徒の増加と障害の多様化
- ・校内委員会・コーディネーターの設置等、基礎的な校内支援体制は整備されているが、充実を図る必要
- ・通常の学級、特別支援学級、通級において更に指導の充実を図る必要

- 小・中学校における特別支援教育を推進するため、
- (1)特別支援教育支援員の配置と活用の促進など支援体制の充実を図る。
  - (2)通級指導教室の機能充実、特別支援学級の運営強化を図る。  
(複数の障害に対応できる通級指導教室の設置の検討 など)
  - (3)教育的ニーズに応じた指導の改善・充実を図る。

#### 高等学校における推進

- ・特別な支援を必要とする生徒の把握、指導・支援が不十分
- ・特別支援教育に対する理解を促し、支援体制の整備を図る必要
- ・「個別の教育支援計画」等の作成促進と中学校との連携を強化する必要

- 高等学校における特別支援教育を推進するため、
- (1)高校モデル事業の推進、支援体制の整備・充実を図る。
  - (2)教職員の理解向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置する。
  - (3)進路指導・就業支援の充実を図る。

#### 教職員の専門性の向上

- ・特別支援教育の担当者は、専門性を考慮した人事配置・人事交流がなされていないため、経験年数が短く、専門性の蓄積も不十分
- ・研修を充実し、専門性の高い教職員を計画的に養成等する必要
- ・専門性を考慮した人事配置・人事交流を推進する必要

- 教職員の専門性の向上に向けて、
- (1)教職員研修及び指導実践の充実を図る。
  - (2)専門性のある教職員の計画的な養成・配置等を推進する。  
(小・中・高等学校と特別支援学校との人事交流の推進 など)